

○グリーンプランおおた推進会議運営要綱

23 まま発第 10175 号 平成 23 年 5 月 24 日 区長決定
改正 26 まま発第 10833 号 平成 26 年 8 月 29 日 まちづくり推進部長決定
27 まま発第 12133 号 平成 28 年 3 月 9 日 まちづくり推進部長決定
2 ま計発第 10822 号 令和 2 年 8 月 27 日 区長決定
3 ま計発第 11211 号 令和 4 年 3 月 23 日 区長決定
改正 令和 5 年 7 月 11 日 5 ま計発第 10443 号 まちづくり推進部長決定
改正 令和 7 年 3 月 31 日 6 ま計発第 11596 号 まちづくり推進部長決定

グリーンプランおおた推進会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区附属機関の設置等に関する条例（令和 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、グリーンプランおおた推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の推進に当たり、必要な事項に関すること。
- (2) 計画の推進状況に関すること。
- (3) 計画の改定及び見直しに関すること。
- (4) その他区長が必要と認めた事項。

(組織)

第 3 条 推進会議の委員は、区長が任命又は委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 区民 3 人以内
- (2) 学識経験者及び有識者 3 人以内
- (3) 区自治会連合会の代表者 1 人
- (4) 区商店街連合会の代表者 1 人
- (5) 緑環境系の区民団体の代表者 1 人

(6) 造園、土木、園芸及び建築系の業界団体の代表者 3人以内

(7) まちづくり推進部長

(8) 都市基盤整備部長

(9) 資源環境部長

2 前項第2号に規定する学識経験者とは、緑地計画・まちづくり計画を研究している大学機関研究者その他これに準ずる者とする。

(委員長等)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）に接続して会議に参加すること又は書面による会議により、出席したものとみなすことができる。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の規定は、第3項による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、審議のため必要があると認めるときは、区職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員長会議の傍聴)

第8条 前条の規定により推進会議の会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

2 傍聴人の定員は、10名程度とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

4 委員長は、傍聴人がこの前項に抵触した場合、注意を促し、これに従わないときは、その者を退場させることができる。

5 委員長は、前項に基づき傍聴人に傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(専門部会等)

第9条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する必要があるときは、専門部会（以下「分科会」という）を置くことができる。

(1) 計画の進捗状況報告に関する事

(2) その他区長が必要と認める事項

2 分科会は、推進会議の委員長（以下「委員長」という。）が指名する委員をもって組織する。

3 分科会における調査審議の経過及び結果について、推進会議に報告しなけれ

ばならない。

(庁内推進会議)

第 10 条 計画の推進に向けて、関係部局と連携・協力しながら円滑な運営を図るため、庁内推進会議を設置することができる。

(庶務)

第 11 条 推進会議及び分科会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、8 月 20 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。